

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



サービスの利用者
負担分の支払い

要介護認定
介護保険被保険者証の交付
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請
介護保険料の納付

ひたちなか市（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

地域包括支援センター （おとしより相談センター）

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P11

介護報酬の支払い

サービスを提供

サービス事業者

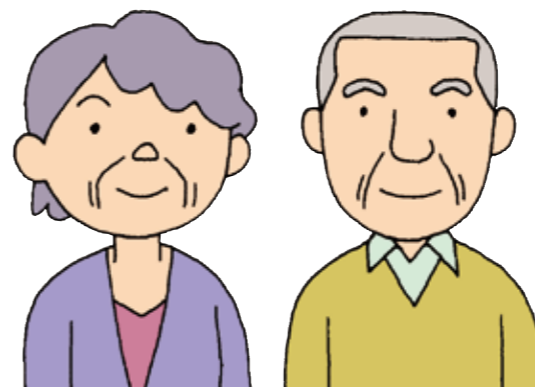
- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。



40歳以上の人介護保険の被保険者になります

被保険者は、年齢により65歳以上（第1号被保険者）と40～64歳（第2号被保険者）に分かれます。介護や支援が必要と認められた場合、介護サービスが利用できます。

65歳以上の人

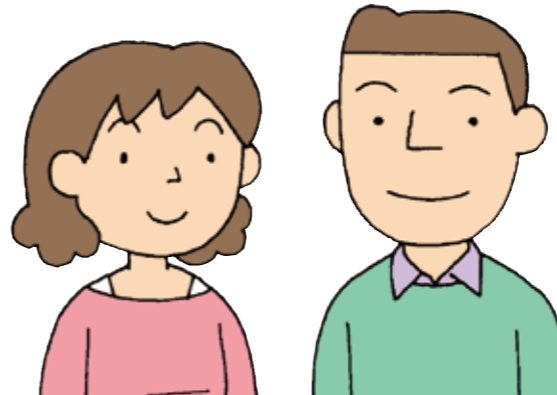


➔ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市への届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へご連絡ください

40～64歳の人



（医療保険に加入している人） ➔ 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病 ※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ● 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|--|--|--|